平成１６年６月　　日

様

（FAX　　）

アンケートへのご回答のお願い

私は、来る参議院議員選挙において誰に投票すべきかを考慮する際の参考とするために、候補予定者に対してアンケート調査を行っているものです。同選挙の選挙期間を目前としてご多忙の折とは存じますが、下記質問にお答え頂ければ幸いです（なお、アンケート結果は、インターネット上で公表することを予定しています。）。

ご回答

（質問１・・・＿＿＿、質問２・・・＿＿＿＿、質問３・・・＿＿＿＿）

質問１

新設著作権法１１３条５項を創設する著作権法改正法は平成１７年１月１日に施行されます。同法は、海外のレコード会社が洋楽ＣＤ（邦楽ＣＤのアジア諸国ライセンス盤を除く音楽ＣＤのことをいいます。）の並行輸入を阻害するために活用しないことを前提として可決・成立しましたが、その担保はありません。

そこで、海外のレコード会社が洋楽ＣＤの並行輸入を阻害する動きを行ったことが明らかになったときは、新設著作権法１１３条５項を廃止して頂けますでしょうか。

１　そのような著作権法改正案を超党派で提出して廃止を目指す。
２　他の議員がそのような著作権法改正案を提出した場合には賛成する。
３　そのような著作権法改正案には反対する。

質問２

著作権法附則４条の２を廃止する著作権法改正法は平成１７年１月１日に施行されます。この法案は、施行日までに、「貸与権管理センター」のような著作権集中処理機関が書籍・雑誌等に関する著作権者から貸与権の処理の委託を受けることにより、スムーズに権利処理を行い、ライセンス料さえ払えば書籍等の貸与事業自体は禁止しないことが前提となっています。

そこで、同施行日までに、「貸与権管理センター」が、あらゆるジャンルの書籍・雑誌等について網羅的に貸与権の処理の委託を受けることに成功しなかったときは、書籍・雑誌に関する貸与についても、著作権法第９７条の３第２項以下のような規定を設けて、報酬請求権を設ける代わりに、貸与禁止権の適用除外とする法改正を行って頂けますでしょうか。

１　そのような著作権法改正案を超党派で提出して廃止を目指す。
２　他の議員がそのような著作権法改正案を提出した場合には賛成する。
３　そのような著作権法改正案には反対する。

質問３

正規に生産・販売された工業製品について、そのリサイクルを禁止したり、リサイクル業者に対して売上げの一部の還元を請求したりする権利を、メーカー等に認めている立法例は、少なくとも先進国にはありません。しかし、一部の業界団体は自分たちにそのような権利を認めるようにロビー活動を行っており、一部の政治家はこれに理解を示すような発言を行っています。このようなリサイクルを制約するような法改正が、党内で、あるいは国会で提案された場合、反対して頂けるでしょうか。

１　そのような法改正がなされないように積極的に活動する。
２　そのような法改正について賛否を問われたら、反対する。
３　そのような法改正に賛成する。